

令和8年度 岸和田市立葛城中学校 校則

【登下校について】

1. 通学

交通規則やマナー(買い食いは禁止)を守り(農道の通行は禁止)、自他ともに「安全」であるように登校
8時30分のチャイムで教室に着席できていない場合は遅刻となる

2. 自転車通学

2種類の許可書を発行、ヘルメット着用などのルールを守ったうえで自転車通学を許可

(1)遠距離許可:通学路が2km以上の生徒は、申請により自転車通学を認める

(2)特別許可:ケガや病気、一時的な引っ越しなどの都合で徒歩通学が困難な場合、申請により特定の期間のみ自転車通学を認める

3. その他

登校後に忘れ物を取りに帰ることは禁止

※提出物を忘れた場合は、翌日の提出

放課後や休日に登校する場合は、学校に連絡をして、制服または体操服で登校

【校内での生活について】

1. 制服

登下校時や校内での生活時は、制服を正しく着用(部活動後の下校は各クラブの決まりに従う)

(1) 上着

冬服:学校指定の制服

※胸ポケットに名札をとめる(夏服時はししゅうがあるため不要)

※極端に自分の体型に合っていないもの、意図的に変形・加工したものは不可

※セーラーの襟カバーの着用は自由

中着は派手でないものを着用する(パーカーはフードを出さないこと)

※校内で学ラン・セーラーを脱ぐ際は、必ず学校指定の白ポロシャツで過ごす

※中着でハイネックを着用する際は、派手でないものを推奨

夏服:学校指定の白ポロシャツ

中着は派手でないものを推奨

※体操服を中着にする場合は、体育終了後は着替える

※下着が透けないように配慮する

(2)ズボン・スカート・スラックス

学校指定のズボンまたはスラックス(紺色)

※極端に自分の体型に合っていないもの、タック入り、意図的に変形・加工したものは不可

学校指定のスカート

※極端に自分の体型に合っていないもの、意図的に変形・加工したものは不可

※スカートの丈は膝にかかる程度とする(ジャージの長ズボンを下にはくことは不可)

(3)その他

夏服・冬服の更衣期間は設けず、夏の暑い時期に体操服で過ごせる期間(6月下旬頃～10月中旬頃)を設定

防寒具:登下校時の上着、手袋、マフラー、帽子を許可

※校内では、タイツ(黒やうすだいを推奨)、学校指定体操服のジャージ(上)、カーディガン(黒・紺)を認めるが、必ず制服を着用する

2. 頭髪など

(1)髪型:極端な刈り上げ、ラインなどのそり込み、パーマ、脱色、染色は不可

※髪を整える程度の整髪料は可

(2)ゴム・ヘアピンなど:規定なし(授業に支障をきたすものは外す)

(3)その他:化粧、ピアス、マニキュア、カラーコンタクトは不可

3. その他

(1)通学靴:運動に適した体育で許可されている紐靴

※革製の靴やブーツ、サンダル、スリッパは不可

※ケガなどでやむを得ない場合は保護者が申し出たうえで許可

(2)体育館シューズ:体育館でのみ使用

(3)靴下:規定なし 派手でないものを推奨

(4)かばん:規定なし 手ぶらでの登校は禁止

(5)不要物:携帯電話、ゲーム(トランプなどのカードゲームを含む)、お菓子類、不必要なお金など、学校生活に必要なもの以外のものは持ち込み禁止

※携帯電話が必要な生徒は許可書を提出、朝のHRで保護用の袋に入れ担任に預け、必要時のみ使用

指導について

・不要物の所持(無許可の携帯電話所持や自転車通学ふくむ)

1回目は嚴重注意のうえ家庭連絡、2回目以降は原則保護者来校で返却

何度も繰り返す場合は、奉仕活動など本人に必要な指導を行う

※携帯電話については、3年間持ち越しで指導する

・自転車通学生のルール違反

1回目は嚴重注意のうえ家庭連絡、2回目以降は原則保護者来校で返却

何度もくりかえす場合は、奉仕活動や許可の取り消しなど本人に必要な指導を行う

・校内喫煙、対教師暴力

別室で個別指導を行う

※保護者の方には、ご来校していただき事情を説明します

・その他

必要に応じて、家庭連絡、保護者召喚、別室指導を行う